

令和4年3月17日(木)
(教) 高校教育課
高校教育改革推進係(須田)
内線番号4639

群馬県立中等教育学校管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の概要

群馬県立中等教育学校管理に関する規則(平成十五年群馬県教育委員会規則第十一号)を次のとおり改めます。

- (1) 第14条中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。
- (2) 第14条中「総合的な学習の時間のねらいを基準」を「総合的な探究の時間のねらいを基準」に、第15条第1項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。
- (3) 第47条第3項中「保護者」の下に「その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」を加える。

2 改正の理由

- (1) 令和3年4月に実施された新中学校学習指導要領により、「道徳」が「特別の教科である道徳」に名称変更されたため。
- (2) 令和4年4月に実施される新高等学校学習指導要領により、「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」に名称変更されるため。
- (3) 令和4年4月に施行される民法の改正により、成年年齢が18歳に引き下げられることを受け、成年年齢に達した生徒の父母等が学校教育法上の保護者に該当しなくなり、成年年齢に達した生徒の授業料等の徴収に当たりこれまでの取扱いと異なることとなる等の誤解が生じないようにするため。

3 施行期日

令和4年4月1日